

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：33912

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01169

研究課題名(和文) 国際犯罪空間の多様化への国際法上の対応枠組

研究課題名(英文) International Legal Framework on the Response to International Crime Occurrence in Diversified Area

研究代表者

皆川 誠 (MINAKAWA, Makoto)

名古屋学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00386533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「国際犯罪」と呼ばれるものの中でもとりわけ空間的拡大を続ける「広義の国際犯罪」に関する国際法上の包括的な対応枠組を構築することを目的として研究を進め、主に(1)国際テロリズムと国際組織犯罪の法的な関係性、(2)マネー・ローンダリングとテロ資金供与防止に関する規制枠組、(3)海上暴力行為の規制に関する国際法の展開、(4)国際犯罪に関連する月面での核使用・事故に対する国際法の現状について有益な成果を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際犯罪と呼ばれるものの中でもとりわけ空間的拡大を続ける「広義の国際犯罪」について、空間的把握に基づく国際法上の規制枠組の現状と課題とを一定程度明らかにしたことで、戦争犯罪を中心とした「狭義の国際犯罪」に重点が置かれてきた国際犯罪研究に対し一定の示唆を与えることができたという点において学術的意義があった。また、空間的把握に基づく国際犯罪規制の理論的・実践的課題を指摘できたという点において、本研究の社会的意義があったと考えられる。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to establish a comprehensive framework of international legal responses to international crimes in a broad sense that continue to expand spatially. This study obtains useful results mainly on (1) the legal relationship between international terrorism and transnational organised crime, (2) the regulatory framework concerning money laundering and the prevention of terrorist financing, (3) the development of international law concerning the regulation of acts of violence at sea, and (4) the current state of international law concerning use and accidents of nuclear power sources on the moon related to international crimes.

研究分野：国際法学

キーワード：国際犯罪 国際法 国際テロリズム 国際組織犯罪 マネー・ローンダリング 海上暴力行為 月面に  
おける原子力使用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

「国際犯罪」の用語は、1998年の国際刑事裁判所の設置等を背景として、今日広く認知されている。以前は、国際法概説書の「個人」の章の一部で「個人の国際犯罪」として取り上げられるにすぎなかったが、現在では独立して「国際刑事法」の章が設けられ、国際犯罪の概念やその国際法上の対応について詳細な解説がなされるようになってきている。

一般に、「国際犯罪」については、国境を越える性質を持つ国内犯罪と、国際法上の犯罪に分けて論じられる。そして、中でも、いわゆる戦争犯罪は「狭義の国際犯罪」と呼ばれ、その研究は国際刑事法の枠組の中で質・量ともに急速に発展してきている。他方で、中でも諸国の共通利益を害する犯罪である「広義の国際犯罪」には、伝統的な海賊行為をはじめとして、奴隷取引、麻薬取引、国際組織犯罪、国際テロリズム行為などが含まれる。そして、この広義の国際犯罪の研究は、「狭義の国際犯罪」と比較すると、総合的な観点から質・量ともに十分に研究が進展しているとはいえないのが現状である。

たとえば、ソマリア沖の海賊やイスラム国(ISIL)に対する研究は深化しているものの、これらはそれぞれ、主に海洋法や国際人道法の既存の枠組内で研究されているにとどまる。他方で、科学技術の発展に伴い、ヒト・モノ・カネの移動が空間的に拡張することにより、国際犯罪の形態も多様化している。たとえば、サイバー空間におけるマネー・ローンダリングや、月面居住施設といった天体上や宇宙輸送機等の宇宙空間における犯罪などは、わが国にも重大な脅威をもたらす。また、テロ行為や違法漁業・海洋汚染なども、サイバー・宇宙空間の利用の拡大により、新たな展開を見せている。しかし、こうした脚光を浴びにくい犯罪に対しては、国際法上の研究は十分に進展しているとはいえない状況にある。これらの新たな犯罪に対しては、個別の規制が急務とされているが、学術的には、個々の規制の分析とともに、体系化や分類化、ひいてはクロスオーバーした対応の研究も必要となる。

同時に、こうした国際的枠組を日本国内に受容し、現実に規制を実施するための国内法整備も求められる。2021年に延期された東京五輪・パラリンピックの後も、2025年には大阪万博が予定されており、近年世界各地で多発するソフト・ターゲットを標的とした大規模テロも懸念されている。また、2016年には統合型リゾート(IR)整備推進法が成立し、2025年前後にカジノ産業のスタートが見込まれる中、マネー・ローンダリング対策は急務となっている。さらに、海上保安庁による海上犯罪取締りにおいては、近年環境関係の違反行為が増加する傾向にある。また、2020年4月には防衛省設置法改正案が成立し、航空自衛隊内に「宇宙作戦隊」が編成される一方、同年9月に天体上の宇宙資源の探査開発に関する議員立法案がまとまるなど、宇宙空間での活動にも関心が高まっている。国際犯罪の空間的拡大に伴い生じている新たな法的課題を明らかにすることは、現在強く求められているといえる。

## 2. 研究の目的

現在、グローバル化や人の自由移動の進展、ハイテク機器の進歩などに伴い、諸国の共通利益を害する「広義の国際犯罪」は、海洋、宇宙、サイバー空間など地上にとどまらない空間的広がりをみせている。しかし、国際犯罪研究の重点は、戦争犯罪を中心とした「狭義の国際犯罪」に置かれており、広義の国際犯罪の研究は断片的に行われるにとどまっている。本研究は、国際法の各分野および国内刑事法を専門とする研究者の分野横断的共同研究によって、空間的把握に基づく「広義の国際犯罪」への国際法上の包括的な対応枠組を構築することを目的とする。また、同枠組に基づき、国際犯罪対策の国際法を国内実施するためのわが国の国内刑事法の立法・運用への指針を提供することをも試みる。

## 3. 研究の方法

本研究は、空間の多様化に対応した国際犯罪の規制枠組を構築することを最終目標とするが、そのために、まずはメンバー各々の専門の観点から、空間的把握に基づく国際犯罪規制の理論的および実践的課題を明らかにする。そして、主にわが国が取り組むべき対策に焦点を当てて分野横断的な研究を行い、必要な国際犯罪対策の国内実施について、国際法および国内法双方の観点から提言する。

この過程では、最終目標達成の前提として、個々の論点の細密な研究が重要となる。そのため、先行研究の間隙にあるテーマとして、「国際テロリズム犯罪」概念の構築、マネー・ローンダリング規制、海洋犯罪への対応、宇宙空間における犯罪への対応について、国際法の観点から分析・議論を行う。については、各国で「テロリズム」が定義され対応が進んでいるものの、国際法上統一的な定義について現在でも合意できていない状況にある中、あらゆるテロ対応の出発点として、共通の「国際テロリズム犯罪」概念構築に関する合意形成に向けた課題を明らかにしていく。については、テロリズムや組織犯罪の資金源ともなりうるマネー・ローンダリングのサイバー空間上の規制のあり方等について、各国による国際的規制の国内実施を比較しつつ検討する。については、近年増加傾向にある海洋犯罪の実態を中心に分析し、国際および国内の視点から効果的な対応措置を検討する。については、天体上および宇宙空間における国際犯罪の概念整理および抑止に資する既存の法原則と各国の法制度を考察することで、未だ十

分に検討されていない宇宙空間における犯罪行為への実効的な対応のあり方について検討する。

また、国際犯罪に関する国際法の国内実施にあたっては、国内法の観点も欠かせない。国際法を具体化・精緻化するため、国内刑事法の観点から、必要な立法プロセスや法解釈を明らかにするとともに、国内社会および国内刑事法への理論的・実的影響についても考察する。

#### 4. 研究成果

本研究では、研究期間全体を通じて空間的把握に基づく「広義の国際犯罪」への国際法上の規制枠組について体系的・総合的に考察することを目的として共同研究を進めてきたが、その結果、(1)国際テロリズムと国際組織犯罪の法的な関係性、(2)マネー・ローンダリングとテロ資金供与防止に関する規制枠組、(3)海上暴力行為の規制に関する国際法の展開、(4)国際犯罪に関連する月面での核使用・事故に対する国際法の現状について、一定の研究成果をあげることができた。これらを通じて、本研究は、国際犯罪と呼ばれるものの中でもとりわけ空間的拡大を続ける「広義の国際犯罪」について、海洋、宇宙、サイバー空間等を対象とし空間的把握に基づく国際法上の規制枠組の現状と課題とを一定程度明らかにすることができた。これにより、戦争犯罪を中心とした「狭義の国際犯罪」に重点が置かれてきた国際犯罪研究に対し一定の示唆を与えることができたものと思われる。

##### (1) 国際テロリズムと国際組織犯罪の法的な関係性

国際テロリズムと国際組織犯罪は、ともに国際社会が現在直面している最も深刻な課題と認識されている。さらに、近年、テロリズムと組織的な犯罪活動との結びつきが強まってきていることが懸念されている。本研究では、両者の関連性について、まず、テロリストグループが活動資金を調達するために行う最も一般的な越境犯罪の1つである麻薬取引に着目し、薬物取締りに対する国際的な枠組みが直面している課題について検討を行い、また、両者の法的な関係性について理解するための要点はいかなるものかについて、国際テロリズムおよび国際組織犯罪の国際法上の定義の観点から考察を行った。

現在、違法薬物については、3つの条約を中核として国連の機関等が関わりながら国際的な薬物取締体制が構築されているが、これらは麻薬取引の「犯罪」としての側面に着目し、対応の強化を行ってきた。しかし、この体制に基づいて犯罪と麻薬取引を結びつけて行われてきた対応は、刑務所人口の急増や依存者の社会的排除といった「意図しない結果」を引き起こしたとして、現在国際的な批判を巻き起こしている。本研究の立場からは、麻薬取引とテロリズムとの関係は誇張されるべきではなく、双方の現象の性格については精査する必要があることが指摘されるとともに、薬物関連の取締りだけでなく、あらゆる違法行為に対する包括的なアプローチを可能とするためには、国際テロリズムや国際的な組織犯罪活動の特質についてより深く分析し、また、既存の法的枠組みの分野横断的な適用可能性について検討していかなければならない旨が指摘される。

また、国際テロリズムおよび国際組織犯罪の国際法上の定義について、国際テロリズムの統一的な定義規定を含む多数国間条約の策定が暗礁に乗り上げている一方で、レバノン特別法廷においては慣習国際法上のテロリズムの定義が認定されており、その推論過程では政治的動機の位置づけが議論されている。国連国際組織犯罪防止条約（TOC条約）が規定する組織的犯罪集団の定義では、犯罪は営利目的であることが求められており、純粋に政治目的で実行されるテロ犯罪は同条約の適用対象外と考えられるが、このことは、逆説的にテロリズムの定義には「政治性」の要素が求められることを示唆している。こうした点を踏まえて本研究は、国際テロリズムと国際組織犯罪を安易に混交することは、各々に対する適切な措置を妨げることもつながりうることを指摘した。

本研究はさらに、TOC条約に規定された国際組織犯罪の定義について検討し、そこにいかなる問題点が含まれているのかを考察した。「組織的な犯罪集団」を定義したTOC条約2条(a)の規定は、明確な階層構造を持つマフィアのような集団だけではなく、他の流動的な集団等非常に多様な集団を内包するものとされており、このような広範な定義は組織的犯罪集団への実効的な対応の機会を毀損するものであると厳しい批判がなされている。しかし、何が「組織犯罪」にあたるかを特定することは容易ではなく、また、テロリズム等他の現象と組織犯罪とを区別することも実際には困難を極める。そのため、TOC条約上の組織的犯罪集団の定義は、多様な範囲の組織や構造を対象とし、新たな犯罪活動に適応できる柔軟性があると評価することもできる。それにもかかわらず、定義におけるギャップや曖昧さは法的な「グレーゾーン」を生み出す懸念があるため、本研究は、TOC条約が国際組織犯罪の正確な法的定義を欠いていることを認めつつ、国際社会はより包括的な定義を形成するための努力を放棄すべきではないと結論した。

##### (2) マネー・ローンダリングとテロ資金供与防止に関する規制枠組

わが国では2019年、特定技能の在留資格が新設され、外国人を労働力として受け入れる制度が開始された。受入れ企業は報酬等の無差別待遇を確保し、外国人への支援を提供する義務があるが、外国人の銀行口座開設は、金融活動作業部会（FATF）の勧告と国内実施のためのマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドラインの影響により、厳格化されてきている。テロ等の重大犯罪の未然防止が重視される一方、外国人の権利保障も重要であり、両者の調和が求められている。そこで本研究では、FATFが国や銀行に求めるテロ資金対策について検討し、銀行等企业をも対象とする法的拘束力のない国際基準がテロ資金規制と多文化共生を両立させるメカニズムについて考察した。

FATF は各国の履行状況を審査する相互審査制度を設けており、わが国はこれまで4度の相互審査を受け、第4次審査では40の勧告のうち11項目が未達成と評価されたが、対策は「成果を上げている」と評価されている。FATF 勧告は国家と金融機関が協力してテロ資金対策を講じることを求めており、第4次審査後、日本政府は「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の設置や「行動計画」の策定を含め未達成項目について迅速にフォローアップを進めている。

このような FATF 勧告に基づく国内規制の強化は、銀行にテロ資金流出防止の対応を迫っているが、不備な対応で無実の外国人の口座開設や送金を拒否することは、財産権、生存権、平等権等の侵害となり得る。これを防ぐため、銀行は継続的顧客管理(ODD)を徹底し、国も金融庁のガイドラインや法整備を進めている。また、テロ資金対策については銀行だけでなく、全国銀行協会や特定非金融業者、職業専門家も対応しており、FinTechの向上により金融業のDX対応も進んでいる。本研究は、国家と企業は外国人の人権を保護し、テロ資金規制と多文化共生を両立させるために不断の努力を重ねているが、外国人自身も社会参加を通じて対策の一端を担うべきであり、SDGsの目標に沿ってテロのない社会の実現に向けた最低限の行動の実践が求められることを指摘し、テロ防止と多文化共生は同一軌道上にあり、社会的包摂がテロの芽を摘む効果をもたらすと結論した。

### (3) 海上暴力行為の規制に関する国際法の展開

海上暴力行為の規制に関して、本研究ではまず、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)について検討を行った。

国際法の発展は主に西洋諸国の価値観と経験に基づいていると批判されており、アジア地域からの貢献は限られているとされる。しかし、アジアで採択された条約が国際法の発展に大きな影響を与えた例として、ReCAAPが挙げられる。1997年のアジア金融危機後、マラッカ・シンガポール海峡において海上暴力行為が増加したことを受けて、わが国は東南アジア諸国連合(ASEAN)との協力体制を提案し、2006年にReCAAPが発効したが、ReCAAPは国連海洋法条約と矛盾しない形で海賊行為や海上武装強盗を定義し、情報共有センター(ISC)を設立して情報共有、能力構築、協力体制を推進した。特に情報共有は重要であり、加盟国はフォーカル・ポイントを指定して迅速かつ正確な情報交換を行っている。また、ReCAAPはノルウェー、オランダ、アメリカ等非アジア諸国の参加も促進し、これによって財政支援等の面が強化されるとともに、この動きは将来の慣習国際法の確立にもつながりうると評価できる。さらに、ReCAAPは他地域にも影響を与えており、アフリカではReCAAPに触発されたジブチ行動指針やヤウンデ行動指針が採択されている。

ReCAAPは発効後に海賊行為や海上武装強盗の件数が一度減少したもののその後再び増加したことから、統計的観点からは成功したモデルと判断できるかは難しいが、加盟国の満足度や他地域への影響という観点から見れば、成功していると考えられるべきであろう。

また、本研究は、海上輸送の確保の観点から、自動運航船(MASS)に関する規則策定に関する検討を行った。MASSは、船員不足や離島を結ぶ交通の確保といった点から、わが国の経済安全保障にとって重要であるが、国際海事機関(IMO)では、海上安全委員会(MSC)を中心に

MASSに関する国際法規則の整備およびMASSの国際航行での実証実験を行う際の指針という2つの主要な議論が展開されている。まず、実験のための暫定指針についてはMSC101において承認され、船舶が実験に参加するか否かについては旗国が判断し、どのような規則を遵守させ実験を実施するかについては旗国当局が責任を負うこととされた。そして、MASSに関する規制範囲の検討については、MSC103において終了し、海上人命安全(SOLAS)条約や海上衝突予防条約等のIMO諸条約が課す従来の船舶設備や航行についての規則およびMASSに適用されるべき規則について検討され、今後議論が必要な「潜在的な欠缺・主題」が挙げられた。これらが条約横断的に規定されていることに鑑み、MASSの問題について全体的に対応する新文書の必要性が認識され、拘束的および非拘束的MASSコードを採択するロードマップがMSC105において決定されている。本研究は、MASSの法整備に関するわが国の貢献についても検討しつつ、科学技術の開発については私企業および大学などの私人が関与していることが少なくなく、個人の権利を尊重する民主化が進んでいればいほど個人の権利への配慮と経済安全保障に関する施策のバランスをとることが求められることを指摘する。

### (4) 月面での核使用・事故に対する国際法の現状

原子力電源(NPS)は、長期間にわたる安定的な電力供給を可能とさせる一方、環境に対する放射能汚染リスクや国家安全保障上の懸念から、その使用場所は天体を含む宇宙空間と北極圏に限られてきたが、近年、月面でも事故が発生している。本研究は、月面におけるNPS使用および事故に関する既存の国際法規範・国際文書が直面する法的課題について検討した。

宇宙活動におけるNPS使用には国連宇宙条約および一般国際法が適用されるが、本研究は法的拘束力のない1992年NPS原則に着目した。同原則のうち、機能不全となったNPS搭載宇宙物体への対応措置を定める第5、6、7原則は「地球の大気圏への再突入」と明記・限定するため、天体を想定していないのは明らかであるが、学説上は同原則の適用対象に月など天体を含むか否か議論がある。また、国際原子力機関(IAEA)と国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会(STSC)が合意した2009年安全枠組みは、1992年NPS原則との相互補完性が高く評価されており、月面におけるNPS使用に関する規範形成に影響を与える法的要素を多く含んでいる。

月面における NPS 事故について、本研究は STSC における議論を参照し、IAEA による国際緊急事態対応 (EPR) 枠組みの適用可能性を考察した。国際 EPR 枠組みは原子力事故早期通報条約および原子力事故援助条約から構成されるが、原子力事故早期通報条約は、1 条 2 項(a)が定める「すべての原子炉(所在のいかんを問わない)」に原子炉型 NPS も含まれると考えれば、月面における NPS 事故に適用されると解釈できる。原子力事故援助条約については、援助が行われる場所という点では月も適用対象から排除されないが、留意すべき点が多い。例えば、月面における NPS 事故の援助提供では、宇宙飛行士が被爆した場合の治療および移動における援助体制の調整が重要であるが、IAEA は国際 EPR 枠組みのもと、NPS 使用国と援助提供が可能な宇宙活動国との調整を予め検討しなくてはならない。また、月面における NPS 事故が発生した場合に援助を要請するのは NPS 搭載宇宙物体の打上げ国とは限らないが、原子力事故援助条約上の規則では月面において原子力事故の損害を被る可能性のある宇宙活動国には情報が共有されないこととなるため、国際 EPR 枠組みの適用可能性および法規範間の整合性を検討する必要がある。

本研究は、多様化する NPS アプリケーションの使用における安全性確保および事故リスクの低減は月探査に従事する宇宙飛行士の生命や月における環境の保護に直結するため、関連国際法規範の明確な適用可能性を示すべきであると結論した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 Yuri Takaya	4. 巻 -
2. 論文標題 Legal Challenges to the Operation and Use of Commercial Spaceports	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Journal of Space Safety Engineering	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.jsse.2024.02.005	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 瀬田真	4. 巻 96巻1号
2. 論文標題 海洋秩序と経済安全保障 国際法の観点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高屋友里	4. 巻 64号
2. 論文標題 月面における原子力電源(NPS)の使用および事故に関する国際法上の課題 国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会における議論を中心に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 空法	6. 最初と最後の頁 71-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 尋木真也	4. 巻 15号
2. 論文標題 国際法に基づくテロ資金規制と多文化共生の両立 ビジネスと人権およびSDGsを通じたFATF勧告の国内実施	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 近刊
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 皆川誠	4. 巻 15号
2. 論文標題 国際法における国際テロリズムと国際組織犯罪の関係	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 近刊
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉開多一	4. 巻 2022-2
2. 論文標題 大量拘禁社会アメリカ合衆国の現状と検察官の役割 Emily Bazelon, Charged: The New Movement to Transform American Prosecution and End Mass Incarceration, Random House, 2019, pp. XXXi +409	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 281-287
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto Minakawa	4. 巻 Vol.60, Nos.1-2
2. 論文標題 Defining Transnational Organised Crime in International Law	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 THE NAGOYA GAKUIN DAIGAKU RONSHU [Journal of Nagoya Gakuin University]: Social Sciences	6. 最初と最後の頁 225-236
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15012/0002000052	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菊地耕一・高屋友里	4. 巻 66号
2. 論文標題 商業宇宙港に関する法政策の国際動向とサブオービタル法制度の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本航空宇宙学会誌 (Web講演集)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto Minakawa	4. 巻 Vol. 59, No. 3
2. 論文標題 Terrorism and Drug Trafficking -Problems with the International Legal Framework on Drug Control-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 THE NAGOYA GAKUIN DAIGAKU RONSHU [Journal of Nagoya Gakuin University]: Social Sciences	6. 最初と最後の頁 67-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15012/00001425	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高屋友里	4. 巻 65号
2. 論文標題 宇宙活動における原子力電源の利用と国際規制枠組み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本航空宇宙学会誌 (Web講演集)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉開多一	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 「特殊詐欺 = 詐欺」ではない? - 令和3年版犯罪白書特集「詐欺事犯者の実態と処遇」を読んで -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 18-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Makoto Seta	4. 巻 Vol. 25
2. 論文標題 The Asian Contribution to the Development of International Law: Focusing on the ReCAAP	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Asian Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 65-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/9789004501249_004	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -



1. 著者名 Makoto Minakawa	4. 巻 Vol.58, No.3
2. 論文標題 Is Terrorism a Crime under Customary International Law? -Issues on the Definition of International Terrorism raised by the Special Tribunal for Lebanon-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 THE NAGOYA GAKUIN DAIGAKU RONSHU [Journal of Nagoya Gakuin University]: Social Sciences	6. 最初と最後の頁 41-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15012/00001361	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計9件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 衛星通信に対する『有害な干渉』禁止規範の展開 サイバーセキュリティの観点から
3. 学会等名 早稲田大学社会安全政策研究所第83回定例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuri Takaya
2. 発表標題 Legal Challenges to the Operation and Use of Commercial Spaceports
3. 学会等名 12th IAASS Conference (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 月面における原子力電源(NPS)の使用および事故に対する国際法上の課題
3. 学会等名 日本空法学会第69回研究報告会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 月面における宇宙資源の掘削区域に関する規範と課題
3. 学会等名 第67回宇宙科学技術連合講演会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 尋木真也
2. 発表標題 国際法に基づくテロ資金規制と多文化共生の両立 FATF勧告およびSDGs等の国内実施の観点から
3. 学会等名 早稲田大学社会安全政策研究所第82回定例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 宇宙安全保障と国際宇宙法 月面有人居住計画を前に
3. 学会等名 防衛大学校特別講義
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 皆川誠
2. 発表標題 国際法における国際テロリズムと国際組織犯罪の関係
3. 学会等名 早稲田大学社会安全政策研究所第79回定例研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高屋友里
2. 発表標題 宇宙活動における原子力電源の利用と国際規制枠組み - 月面有人活動を見据えて -
3. 学会等名 宇宙法規範研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 瀬田真
2. 発表標題 海の安全および安全保障の現実的な確保を
3. 学会等名 第29回海洋工学シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	尋木 真也 (TAZUNOKI Shinya)  (00581662)	愛知学院大学・法学部・准教授  (33902)	
研究分担者	吉開 多一 (YOSHIKAI Taichi)  (00739972)	国土館大学・法学部・教授  (32616)	
研究分担者	高屋 友里 (TAKAYA Yuri)  (70625938)	東京大学・未来ビジョン研究センター・客員研究員  (12601)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	瀬田 真  (SETA Makoto)  (90707548)	早稲田大学・国際学院（アジア太平洋研究科）・准教授    (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関